

日本精神分析学会会則

前文

本学会は、臨床経験科学としての精神分析の研究ならびに精神分析的な治療を行なう治療者および研究者の広く参加する学会であって、現場の臨床的実践をくみ上げ、これを精神分析的な治療、教育、その他の応用に役だたせることを基本精神とする。

第1章 総 則

第1条 本会は、日本精神分析学会（Japan Psychoanalytical Association）という。

第2条 本会は、本部ならびに事務局を東京都千代田区三番町2 株式会社コンベンション リンケージ内におく。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、前文の精神にのっとり、会員相互の交流を図るとともに、精神分析学および精神分析的治療のわが国における発展に寄与することを目的とする学術団体である。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 学術研究会
2. 機関誌および学術図書の編集と刊行
3. 関連諸学会、諸機関と連携し、わが国における精神分析の普及ならびに医療、教育、その他の制度への反映を推進する活動
4. 日本精神分析学会認定精神療法医・日本精神分析学会認定心理療法士の認定
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会は、毎年1回大会を開催し、その期間内に通常総会を招集するとともに学術研究会を開き、正会員及び名誉会員の研究業績の発表および討議を行なう。

第3章 会 員

第6条 本会は以下のものによって構成される。

1. 正会員：本邦大学課程またはそれに準ずる教育を受けたもので、本会の目的に賛同し、入会金10,000円及び会費年額13,000円を納入した者。
2. 団体会員：機関誌購読を希望し会費年額10,000円を納入した、公共性のある団体（図書館・研究機関等）もしくは精神分析に関する専門書を出版する者。
3. 名誉会員：本会の主旨に関し特に功績のあったもので、別途定める規約に基づき、会長が運営委員会に諮り推挙した者。名誉会員は会費を納めることを要しない。

第7条 会員になろうとする者は所定の申込書を事務局に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。正会員になろうとする者は、正会員もしくは名誉会員のうち2名の推薦を要する。団体会員の場合は推薦を要しない。

第8条 正会員及び名誉会員は、本会が発行する機関誌の配布を受け、機関誌に投稿し、本会の開

催する学術研究会に研究発表をすることができる。団体会員は本会が発行する機関誌の配布を受ける。

第9条 会員は、次の事情によりその資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

第10条 会費を2年以上にわたって滞納し、事務局よりの督促に応じなかったときは、自然退会とみなす。

既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第11条 再入会を希望するものに退会前の年会費の滞納がある場合には、再入会時にそれを支払わなければならない。

第12条 本学会は、別に倫理審査規定を定めて公表する。

1. 本学会は、倫理審査委員会を設けて倫理問題の解決を図る。
2. 本学会は、倫理審査委員会委員長名および副委員長名を公表する。
3. 本学会は、倫理審査委員会に対する苦情申立に関する費用の一部を、運営委員会で定めた方法で申立人および申立を受けた会員から徴収する。

第4章 会長、運営委員および会計監事

第13条 本会は、会長1名、運営委員35名、会計監事2名をおく。

第14条 会長は、運営委員会の互選によって決める。

第15条 運営委員は、正会員のなかから正会員によって選挙する。

選挙規則は別に定める。運営委員の任期は選挙された当該年度総会終了後より3ヵ年とする。

第16条 会計監事は、本会の会計を監査し、これを通常総会に報告する。

第17条 運営委員は、運営委員会を組織し、次の事項を行なう。

1. 通常総会の開催
2. 学術研究会の開催
3. 機関誌および学術図書の編集と刊行
4. 会長の選出
5. 会員の審査
6. その他、本会の運営に必要な業務

第18条 運営委員会は、本会の目的を達成するために事務局および各種専門委員会を設け、正会員中から委員および幹事を委嘱することができる。

第19条 会計監事は、総会において選出され、任期を3ヵ年とする。

第5章 会議

第20条 通常総会は、毎年1回運営委員会が開催する。

なお、運営委員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。また正会員

の 10 分の 1 以上の要請があったときは、臨時総会を開催しなければならない。

第 21 条 次の事項は通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算に関する事項
2. 事業報告および収支決算に関する事項

第 21 条 総会は正会員の 10 分の 1 以上、運営委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

第 22 条 運営委員会は運営委員の過半数の出席をもって成立する。

第 23 条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 24 条 総会の議決事項はすべて公開を原則とする。

第 6 章 会 計

第 25 条 本会の収入は、次のものとする。

1. 会費
2. 入会金
3. 事業に伴う収入
4. 寄附金品
5. その他の収入

第 26 条 本会の事業遂行に要する費用は、前条の収入によってまかなうものとする。

第 27 条 本会の収支決算は会計監事の承認を得、通常総会の議決を経なければならない。

第 28 条 本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終る。

ただし、特別会計については異なる会計年度とすることを妨げない。

第 7 章 寄附に関する規則

第 29 条 本会の目的に賛同し、本会に相当額の寄附を行なったものは、賛同会員として名簿に記載し、機関誌若干部を贈呈する。

第 30 条 寄附の受入れについては、運営委員の議決を必要とする。

第 31 条 本会に功績のあった人およびその遺族の寄附で運営委員会が適當と認めたものは、一般会計に納入せず特別基金として、特定の事業のために運用することができる。

第 8 章 会則の変更

第 32 条 本会則の変更は、運営委員会の審議を経て総会に提出され、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を受けなければならない。

補 則 本会則は昭和 55 年 10 月 16 日より施行する。

本会則は平成 10 年 10 月 22 日より改訂・施行する。

本会則は平成 11 年 10 月 10 日より改訂・施行する。

本会則は平成 13 年 10 月 21 日より改訂・施行する。
本会則は平成 14 年 10 月 13 日より改訂・施行する。
本会則は平成 15 年 10 月 12 日より改訂・施行する。
本会則は平成 16 年 10 月 3 日より改訂・施行する。
本会則は平成 17 年 10 月 23 日より改訂・施行する。
本会則は平成 19 年 10 月 27 日より改訂・施行する。
本会則は平成 20 年 11 月 2 日より改訂・施行する。
本会則は平成 22 年 10 月 23 日より改訂・施行する。
本会則は平成 28 年 11 月 6 日より改訂・施行する。
本会則は平成 29 年 11 月 5 日より改訂・施行する。
本会則は令和 4 年 10 月 30 日より改訂・施行する。
本会則は令和 5 年 11 月 5 日より改訂・施行する。
本会則は令和 6 年 11 月 8 日より改訂・施行する。
本会則は令和 7 年 4 月 1 日より改訂・施行する。
本会則は令和 7 年 11 月 3 日より改訂・施行する。